別記様式第３号（規格Ａ４）（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※ページを付してください。 |  | ※受付年月日 | 年　　月　　日 |
| ※受付番号 | 群地企第 － 号 |
| ※備考 |  |

新 　設 　届 　出 　書

　　　　　 　　年　月　日

群馬県知事　あて

　〈設置者〉氏名又は名称

法人代表者氏名

住　　　　　所

電　話　番　号

　大規模小売店舗を新設するので、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

・名称

・所在地

２　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（１）大規模小売店舗を設置する者

　　　氏名又は名称

　　　代表者氏名

　　　住所

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者

　　　　　別紙１の小売業者一覧に記載し、添付すること。

３　大規模小売店舗の新設をする日 　　　　　 年　　月　　日

４　大規模小売店舗の店舗面積の合計 　　　　 　　 ㎡

|  |
| --- |
| ※この要綱における面積の端数処理については、小数点第２位までを有効数字としますが、  　表記は、合計する際に小数点第１位を四捨五入した整数で記載してください。 |

５ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（１）駐車場の位置及び収容台数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※来客専用の駐車場台数を届け出ることとし、別途、従業員用や事業用の駐車場を確保する場合はその台数を記載してください。 | | | | |
| 位　　　　　　置 | 収 　容　 台　 数 | 備　　　　　考 | |
| 駐車場の種類 | 契約形態 |
| *建物北側（○頁：建物配置図*  *（図面番号○）の①）* | *１００台* | *建物外平面駐車場(自走式)* | *自　社* |
| *建物内屋上駐車場（○頁：建物配置図(図面番号○)の②）* | *１００台*  *（別途、○○共用駐車場を○台確保）* | *屋上等建物内設置方式(自走式)* | *自　社* |
| *建物南側の○○市公営地下駐車場（○頁：建物配置図（図面番号○）の③）* | *１００台*  *（当該地下駐車場の収容台数５００台のうちの*  *１００台分）* | *地下駐車場*  *（自走式）* | *共　同*  *（公共）* |
| *建物東側の民間駐車場（○頁：建物配置図（図面番号○）の*  *④）* | *１００台*  *（当該民間駐車場の収容台数１００台の全部）* | *専用駐車場ビル（自走式）* | *自　社* |
| 合　　　　　　計 | *４００台（別途、○○共用駐車場を○台確保）* | | |

注１　「位置」は、建物からみたおおよその方位及び図面上の地点を記載するものとし、地点

記号は、①以下の丸数字で付すること（以下この様式において同じ。）。

注２　「駐車場の種類」は、次のとおりとし、該当する駐車場の種類を記載のこと。

①建物外平面駐車場（自走式）　 ②専用駐車場ビル（自走式）

③地下駐車場（自走式） 　④屋上等建物内設置方式（自走式）

⑤平面駐車場（機械式）　　　　　⑥循環駐車場（機械式）

⑦その他

注３　「契約形態」は、駐車場の契約の態様をいい、次の３種類から選択すること。

「自社」とは、当該駐車場を所有、賃借をすることにより、当該店舗の駐車場として確

保した場合をいう。

「共同（公共）」とは、公共の共同駐車場を当該店舗の駐車場として契約する場合をいう。

「共同（民間）」とは、民間の共同駐車場を当該店舗の駐車場として契約する場合をいう。

（２）駐輪場の位置及び収容台数

|  |  |
| --- | --- |
| 位　　　　　　　 置 | 収　　容　　台　　数 |
| *建物南正面右側（○頁：建物配置図(図面番号○)の*  *①）* | *５０台* |
| *建物南正面左側（○頁：建物配置図(図面番号○)の*  *②）* | *５０台* |
| 合　　　　　　　　 計 | *１００台* |

注　収容台数については、原動機付自転車の台数も含めて記載のこと。

（３）荷さばき施設の位置及び面積

|  |  |
| --- | --- |
| 位　　　　　　　　　　　置 | 面　　　　　　　積 |
| *Ａ棟北側（○頁：Ａ棟１階平面図（図面番号○)の*  *①）* | *１００㎡* |
| *Ｂ棟西側（○頁：Ｂ棟１階平面図(図面番号○)の*  *①）* | *１００㎡* |
| 合　　　　　　　　　　　計 | *２００㎡* |

（４）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

|  |  |
| --- | --- |
| 位　　　　　　　　　　置 | 容　　　　　　量 |
| *Ａ棟西側（○頁：Ａ棟１階平面図（図面番号○）の*  *①* | *１０．０立法㍍* |
| *Ｂ棟北側（○頁：Ｂ棟１階平面図(図面番号○) の*  *②* | *１０．０立法㍍* |
| 合　　　　　　　　計 | *２０．０立法㍍* |

６　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（１）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

　　　　　別紙１の小売業者一覧に記載し、添付すること。

（２）来客が駐車場を利用することができる時間帯

|  |  |
| --- | --- |
| 駐　　車　　場　　の　　位　　置 | 駐　　車　　時　　間　　帯 |
| *建物北側（○頁：建物配置図（図面番号○）の*  *①）* | *午前○○時○○分から*  *午後○○時○○分まで* |
| *建物内屋上駐車場（○頁：建物配置図（図面番号○）の②）* | *午前○○時○○分から*  *午後○○時○○分まで* |
| *建物南側の○○市公営地下駐車場（○頁：建物配置図（図面番号○）の③）* | *午前○○時○○分から*  *午後○○時○○分まで* |
| *建物東側の民間駐車場（建物配置図（○頁：図面番号○）の④）* | *午前○○時○○分から*  *午後○○時○○分まで* |

（３）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 駐　車　場　の　位　置 | 自　動　車　の　出　入　口 | |
| 数 | 位　　　　置 |
| *建物北側（○頁：建物配置図（図面番号○）の①）* | *４箇所* | *Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ* |
| *建物内屋上駐車場（○頁：建物配置図（図面番号○）の②）* | *１箇所* | *Ｅ* |
| *建物南側の○○市公営地下駐車場（○頁：建物配置図(図面番号○)の③）* | *２箇所* | *Ｆ、Ｇ* |
| *建物東側の民間駐車場（○頁：建物配置図（図面番号○）の④）* | *１箇所* | *Ｈ* |
| 合　 　　計 | *８箇所* | |

注　「自動車の出入口の位置」の地点記号は、Ａ以下の大文字アルファベットを付するこ

と。

（４）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

|  |  |
| --- | --- |
| 荷　さ　ば　き　施　設　の　位　置 | 荷さばき時間帯 |
| *Ａ棟北側（○頁：Ａ棟１階平面図（図面番号○）の*  *①）* | *午前○○時○○分から*  *午後○○時○○分まで* |
| *Ｂ棟西側（○頁：Ｂ棟１階平面図（図面番号○）の*  *②）* | *午前○○時○○分から*  *午後○○時○○分まで* |

７　添付書類（法第５条第２項、省令第４条第１項）

（１）法人にあってはその現在事項全部証明書、個人にあってはその住民票の写し

・現在事項全部証明書

　　　　　　法人名　　　　（別添のとおり。）

・住民票の写し

　　　　　　個人名　　　　（別添のとおり。）

（２）主として販売する物品の種類

別紙１の小売業者一覧に記載のこと。（○頁）

（３）建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

・建物の位置を示す図面　　別添の建物配置図（○頁：図面番号○）のとおり。

　　　　　注　道路への出入口の位置、駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物保管施設・騒音機器

の位置等も明示した図面

|  |
| --- |
| ※店舗付近の道幅、信号、右左折帯、横断歩道等がある場合は、明示してください。 |

・店舗部分の配置を示す図面　　別添の各階平面図（○頁：図面番号○）のとおり。

　注　店舗、事業用、施設、共用の各部分を分けて明示した図面

（４）必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出

根拠

①必要な駐車台数

　　　　　 Ａ×Ｓ×0.144×Ｃ÷Ｄ×Ｅ＝ 　　　 台（α） ※　小数点以下は四捨五入のこと。

②算出根拠

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計　算　式　の　項　目 | | 算　出　等　の　根　拠 |
| 地　　　区 | 商業地区・その他地区 | 用途地域（　　　　　　　　　） |
| Ｓ：店舗面積 | 千㎡ | ※　小数第３位まで記入のこと。 |
| Ａ：店舗面積当たり日来客数原単位 | 人／千㎡ |  |
| Ｃ：自動車分担率 | ％ | ※　小数点以下四捨五入のこと。 |
| Ｄ：平均乗車人員 | 人／台 | ※　小数第２位を四捨五入し、 小数第１位まで記入のこと。 |
| Ｅ：平均駐車時間係数 | （無単位） | ※　小数第３位を四捨五入し、 小数第２位まで記入のこと。 |

③小売店舗以外の施設が併設されている場合の必要駐車台数の算出方法

ア　小売店舗と併設施設において個々に必要駐車台数を算出する方法

（ⅰ）併設施設を単独利用したものとみなし、利用者数や施設稼働率等から算出した併設施設の必要駐車台数（β）を（α）に加算した台数が、全体の必要駐車台数となる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 併設施設の名称（位置） | 駐車台数 | 積　算　根　拠 |
| *○○ボーリング（○頁：建物配置図（図面番号○）のJ）* | *５０台* | *２５レーンあり、１レーン２台と積算。* |
| *○○映画館（○頁：建物配置図（図面番号○）のK）* | *１００台* | *座席は２００席あり、２席で１台と積算。* |
| 合　　計 （β） | *１５０台* |  |

イ　小売店舗に併設施設を含めて必要駐車台数を算出する方法

（ⅰ）小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合は、当該併設施設のための必要駐車台数（β）を（α）に加算した台数が、全体の必要駐車台数となる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 併設施設の名称（位置） | 駐車台数 | 積　算　根　拠 |
| *従業員用（○頁：建物配置図（図面番号○）のJ）* | *５０台* | *正社員２０人、パート社員６０人の２交代制。* |
| *○○マンション（○頁：建物配置図（図面番号○）のK）* | *１００台* | *１００室あり、１室１台と積算。* |
| 合　　計 （β） | *１５０台* |  |

注）「独立して考えられるような併設施設」とは、次の場合をいう。

　　　　　　・　従業員用駐車場、業務用車駐車場等

　　　　　　・　オフィス、マンション等併設施設の利用者がある程度特定されることから、当該併設施設の規模に応じて併設部分の必要駐車台数を算出し、確保することにより、結果として小売店舗の必要駐車台数が確実に確保されることとなるような併設施設。

（ⅱ）小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合で、当該併設施設の事業用面積（施設部分を除く）が大規模小売店舗の店舗面積の２割以下であるときは、必要駐車台数はα台となる。

注）「小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設」とは、飲食店、銀行ＡＴＭ、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等併設施設の利用者と小売店舗の利用者が概ね一致すると想定される併設施設。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者が概ね一致する併設施設の名称（位置） | 事業用面積  (施設部分を除く) | 利用者が一致する理由 |
| *軽食コーナー（○頁：１Ｆ平面図（図面番号○）のＰ）* | *３００㎡* | *買い物の際に立ち寄る軽食店である等の状況を説明* |
| *クリーニング店（○頁：１Ｆ平面図（図面番号○）のＱ）* | *１００㎡* | *買い物の際に立ち寄るクリーニング店である等の状況を説明* |
| 合　　　　　　計 （γ） | *４００㎡* |  |

（γ）÷店舗面積＝４００㎡÷２，０００㎡＝２０％（δ）

　　（δ）≦２０％の場合

（ⅲ）小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合で、当該併設施設の事業用面積（施設部分を除く）が大規模小売店舗の店舗面積の２割を超える場合は、参考までに試算すると、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率を乗じた必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者が概ね一致する併設施設の名称（位置） | 事業用面積  (施設部分を除く) | 利用者が一致する理由 |
| *軽食コーナー（○頁：１Ｆ平面図（図面番号○）のＰ）* | *４００㎡* | *買い物の際に立ち寄る軽食店である等の状況を説明* |
| *クリーニング店（○頁：１Ｆ平面図（図面番号○）のＱ）* | *１００㎡* | *買い物の際に立ち寄るクリーニング店である等の状況を説明* |
| 合　　　　　　計 （γ） | *５００㎡* |  |

（γ）÷店舗面積＝５００㎡÷２，０００㎡＝２５％（δ）

　　（δ）＞２０％の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 併設施設の割合 | 指針値との比率式（Ｘ：併設施設の割合％） |
| ２０％超 ～ ５０％以下 | ０．０１０Ｘ ＋ ０．８０ |
| ５０％超 ～ ８０％以下 | ０．００８Ｘ ＋ ０．９０ |
| ８０％超 ～ | ０．００２Ｘ ＋ １．３８ |

※ 併設施設が店舗面積の２割を超える上記を例とすると、

　　　　　 併設施設の割合　　　２５％

　 指針値との比率式　　０．０１０×２５＋０．８０＝１．０５

　　 小売店舗の必要駐車台数×１．０５＝併設施設を含む施設全体の必要駐車台数

注１）併設施設の割合が小売店舗より過大になる場合には、設置者が併設施設の事業者の協力を得て、必要駐車台数を考慮する必要がある。

　 注２）併設施設の中に、併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数について留意する必要がある。

　 　　　例えば、大規模なシネコンのように併設施設のみへの来客割合が大きい施設などの場合は、併設施設の面積割合にかかわらず、上記比率式を適用するのでなく、併設施設の集客能力により併設施設の駐車台数を確保する必要がある。なお、併設施設の面積割合が２割を超えない場合であっても、設置者は当該来客用の駐車台数について留意する必要がある。

　 注３）必要駐車台数を整備する場合には、設置者は、併設施設の事業者と具体的な駐車場の設置方法等について調整する必要がある。

（ⅳ）小売店舗以上の集客力を有する併設施設（アミューズメント施設や博覧会施設等）と一体となっている場合は、主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に小売店舗の必要駐車台数を算出する。

　④特別の事情の説明

特別の事情により、法第４条の指針に掲げられた表に示す値又は上記算出式によることが

適当でないと届出者において判断する場合は、次の特別事情の説明書を提出すること。

|  |
| --- |
| 必要駐車台数の算定に係る特別事情の説明書  　特別事情を生ずる数値又は算式  　既存類似店等のデータその他の根拠 |

（５）駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動

車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

　・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別自動車来台数の予測値等を記載したも

の及び算出根拠

　　　　　　　別紙２のとおり（○頁）

（６）来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別の来客について設定する案内経路を記

載したもの（主な案内表示、交通整理員の配置等も記載）

　　　別紙３のとおり（○頁）

（７）荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 位　　　置 | 時　　間　　帯 | 自動車の台数 |
| *（○頁：図面番号○）* | *○○時から○○時まで* | *１時間当たり約　○　台* |
|  |  |  |
|  |  |  |

（８）遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

遮音壁の位置及び高さを示す図面

　　　　　　　別添図面（○頁：図面番号○）のとおり

（９）冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間及び

位置を示す図面

①冷却塔等を設置する位置を示す配置図

　　　　　　　別添図面（○頁：図面番号○）のとおり

②稼働予定時間帯

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設　　備　　名 | 図面上の位置 | 稼　働　時　間　帯 |
|  |  | 時から 時まで |
|  |  |  |

（１０）平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

　別紙４のとおり（○頁）

（１１）夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合

にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

　別紙５のとおり（○頁）

（１２）必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及び

その算出根拠

　別紙６のとおり（○頁）

　（１３）要綱に基づく附属書類（要綱第５条第２項）

　　　　①　生活環境圏の設定図（○頁）

　　注　大規模小売店舗を中心とする１㎞の直線距離（要綱第２条第２項第５号を参照）

の区域の生活環境圏を設定した地図で、当該大規模小売店舗の周囲３㎞程度の範囲

を含むもの

　　　②　周　辺　図（○頁）

　　注　大規模小売店舗を中心とする１㎞程度の直線距離の区域の道路の状況がわかる地

　　　　　　　　図

　　③　住宅地図（○頁）

　　　　　　　注　敷地（飛び地の駐車場、駐車台数の積算に算入した公共駐車場等を含む。）及び

店舗を明示した地図

　　　④　求積図（店舗、事業用、施設、共用の各部分を分けて明示）及び求積表（○頁）

⑤　騒音発生源となる設備機器の位置を建物立面図におとした図面

⑥　建物立面図（上記⑤を添付の場合は不要）

⑦　法第４条に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に係る対

応状況確認書

別　紙　１　小売業者一覧

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 小売業者名 | 代表者氏名 | 所在地 | 主要販売品 | 店舗面積 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|  |  |  |  | ㎡ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　　　 Ａ：上記面積の合計 　　　　　　　　　㎡

　　　　　　　Ｂ：共用面積 ㎡

　　　　　　　Ｃ：店舗面積（Ａ＋Ｂ） 　　　　　　　　　　　 ㎡

注１　未確定小売業者がいる場合は、次のとおりとする。

①　この表には、「未確定」として、主要販売品ごとに記載する。

②　主要販売品も未確定の場合は、廃棄物容量等の指針上の算定に当たっては、最大をもって計算をする。

③　小売業者確定後２週間以内に、記２（２）及びこの一覧表により報告すること。

注２　Ｃ＝記４の店舗面積の合計

注３　開店時刻又は閉店時刻において、一定期間により時刻が異なる場合は、「ただし、年間○○日に限り、○時まで」と記載すること。

別　紙　２

○駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の　出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

　・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別自動車来台数の予測値等を記載したもの及び

算出根拠

①年間の平均的な休祭日のピーク１時間に予想される来客等の自動車の方向別台数の予測結果

（方　面　別）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 予測来台数合計 | ○○方面から | ○○方面から | ○○方面から | ○○方面から |
| 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 比　率(１００％) | ％ | ％ | ％ | ％ |

　※予測来台数は、指針による必要駐車台数の計算式で算出可能です。

（駐車場出入口別）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 自　　動　　車　　の　　出　　入　　口 | | |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 予測来台数(台) |  |  |  |
| 分担比率(％) |  |  |  |
| 入庫処理能力(台) |  |  |  |
| 算出のための計算式　※注１ |  |  |  |
| 駐車待ちスペース(ｍ) |  |  |  |
| 指針に基づく必要な駐車待ちスペース(ｍ) |  |  |  |
| 算出のための計算式　※注２ |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 自　　動　　車　　の　　出　　入　　口 | | |
| Ｄ | Ｅ | 合　　計 |
| 予測来台数(台) |  |  |  |
| 分担比率(％) |  |  | １００％ |
| 入庫処理能力(台) |  |  |  |
| 算出のための計算式　※注１ |  |  |  |
| 駐車待ちスペース(ｍ) |  |  |  |
| 指針に基づく必要な駐車待ちスペース(ｍ) |  |  |  |
| 算出のための計算式　※注２ |  |  |  |

　　注１：　指針に基づく入庫処理能力は、以下の計算式によるものとします。

　　　　　　入庫処理能力＝６０分÷(メーカーから提供される１台当たりの処理時間(分)＋乗客の乗降時間(分))×発券ブース等の台数(一つの入口で発券ブースが複数台設置されている場合)　なお、自走式で発券ブース等のない場合は、記載の必要はありません。

注２：　指針に基づく駐車待ちスペースは、以下の計算式によるものとします。

　　　　　必要駐車待ちスペース＝(当該入口の１分当たりの来台数×1.6－当該入口の１分当たりの入庫処理可能台数)×６ｍ(平均車頭間隔)

　　　　　　なお、自走式で発券ブース等のない場合は、記載の必要はありません。

注３：　駐車場の出入口の予測来台数は、「周辺の見取り図」及び「建物配置図」を用いて、別紙記載例のとおり、来客者の自動車台数を、主要幹線道路から駐車場入口に至る道路や交差点ごとに記載し、出入口ごとの方面別来台数がわかるようにしてください。

②方向別台数の予測のための算出根拠

・想定商圏世帯数（方面別ごとの世帯数及び比率）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 商圏世帯数（計） | ○○方面の世帯数 | ○○方面の世帯数 | ○○方面の世帯数 | ○○方面の世帯数 |
| 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 |
| 比率(１００％) | ％ | ％ | ％ | ％ |

注１：　商圏世帯数は、直近の住民基本台帳等の世帯数を基礎としてください。

注２：　店舗を中心とした概ねの想定商圏が分かる図面を添付してください。(正本のみ添付)

注３：　想定商圏世帯数を用いる以外の方法で算出した場合は、その考え方及び算出式等を記載するとともに、関係資料を添付してください。

別　紙　３

○来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

　・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別の来客について設定する案内経路を記載したもの（主な案内表示、交通整理員の配置等も記載）

①案内経路

|  |
| --- |
| ※　来客の自動車が駐車場に到着するまでの案内経路を、「周辺の見取り図」及び「建物配置図」に記載してください。  　　また、駐車場内の誘導経路についても記載してください。  　　なお、図面には周辺及び駐車場出入口が接する道路の状況（幅員、車線数、横断歩道、通学路、交通規制  等）についても併せて記載してください。  　注１：「周辺の見取り図」は、1／1,500～1／2,500程度の縮尺でお願いします。 |

②案内方法

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　目 | 具体的内容 |
| 案内表示（看板等）の設置 | 設置場所：別添「周辺見取り図NO○○」及び「建物配置図NO○○」のとおり  内 容 等：※　「２００ｍ先左折」等の表示内容について記載してください。 |
| 交通整理員の配置 | 配置場所：別添「周辺見取り図NO○○」及び「建物配置図NO○○」のとおり  人 数 等：※　配置する場合の条件及び人数について具体的に記載してください。 |
| 混雑時間帯や経路等に関する情報提供 | ※　来客の混雑時間帯や経路等に関しての情報提供を行う場合は、掲示板、ビラ等を用いて情報提供を行う等、その具体的な対応策を記載してください。 |

　【　参　考　１　】

騒音に係る環境基準の基準値は下記のとおりであるが、群馬県における騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定については、県環境保全課騒音担当に確認すること。

　　　　　騒音に係る環境基準について（平成１０年９月３０日環境庁告示第６４号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域の類型 | 基 　準　 値 | |
| 昼　　　間 | 夜　　　間 |
| ＡＡ  Ａ及びＢ  Ｃ | ５０デシベル以下  ５５デシベル以下  ６０デシベル以下 | ４０デシベル以下  ４５デシベル以下  ５０デシベル以下 |

（注）　時間の区分は、昼間を午前６時から午後１０時までの間とし、夜間を午後１０時から　　　　　　翌日の午前６時までの間とする。

　【　参　考　２　】

　　騒音規制法における夜間の規制基準値の範囲は、下記のとおりであるが、群馬県における夜間の時間帯、規制基準値及び大規模小売店舗に適応される区域の指定は、県環境保全課騒音担当に確認すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第１種区域 | ４０デシベル以上４５デシベル以下 |
| 第２種区域 | ４０デシベル以上５０デシベル以下 |
| 第３種区域 | ５０デシベル以上５５デシベル以下 |
| 第４種区域 | ５５デシベル以上６５デシベル以下 |

※第1種区域を除き、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内における基準は、上表に定める値から5dB減じた値となります。別　紙　６

　○必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

【指針の計算式に基づき算出する場合】

　※この表は、特別な事情により指針以外の方法で算出する場合でも必ず記載してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 小  売  店  舗 | 廃棄物  種　類 | Ｓ：店舗面積  　　　　　　（小数第３位まで記載） | | 排出量  原単位 | Ａ：一日当たり廃棄物排出量  　　　　（原単位×Ｓ） | Ｂ：平均  保管日数 | Ｃ：指針に基  づく見かけ比重  　　　(t/) | 指針に基づく必要保管容量  Ａ×Ｂ÷Ｃ |
| Ｎ：独自に採  用した見かけ比重  (t/) | Ｎを用いた場合の保管容量  Ａ×Ｂ÷Ｎ |
| 紙製廃  棄物等 | ６千㎡以下の部分 | 千㎡ |  | ｔ | 日 | Ｃ： |  |
| ６千㎡超の部分 | 千㎡ |  | ｔ |
|  | |  | 計 ｔ | Ｎ： |  |
| 金属製  廃棄物  等 | ６千㎡以下の部分 | 千㎡ |  | ｔ | 日 | Ｃ： |  |
| ６千㎡超の部分 | 千㎡ |  | ｔ |
|  | |  | 計 ｔ | Ｎ： |  |
| ガラス  製廃棄  物等 | ６千㎡以下の部分 | 千㎡ |  | ｔ | 日 | Ｃ： |  |
| ６千㎡超の部分 | 千㎡ |  | ｔ |
|  | |  | 計 ｔ | Ｎ： |  |
| プラス  チック  製廃棄  物等 | ６千㎡以下の部分 | 千㎡ |  | ｔ | 日 | Ｃ： |  |
| ６千㎡超の部分 | 千㎡ |  | ｔ |
|  | |  | 計 ｔ | Ｎ： |  |
| 生ごみ  等 | ６千㎡以下の部分 | 千㎡ |  | ｔ | 日 | Ｃ： |  |
| ６千㎡超の部分 | 千㎡ |  | ｔ |
|  | |  | 計 ｔ | Ｎ： |  |
| その他の可燃  性廃棄物等 | 千㎡ | |  | ｔ | 日 | Ｃ： |  |
| 千㎡ | |  | ｔ | Ｎ： |  |
| Ｄ：小売店舗必要保管容量の小計 | | | | | | |  |
|
|
| ※  併  設  施  設  等 | 施設等の種類 | | 算　　出　　根　　拠 | | | | | 必要保管容量 |
|  | |  | | | | |  |
|  | |  | | | | |  |
| Ｅ：併設施設等の必要保管容量の小計  ※　「併設施設」欄は、小売店舗以外の施設（併設施設）から排出される廃棄物等を小売店舗  　からの廃棄物等と同一の場所で保管する場合、リサイクル関連法令等に基づく店頭回収を実  　施する場合、指針に示す種類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合に記載してください。 | | | | | | |  |
| 必要保管容量合計（Ｄ＋Ｅ） | | | | | | | |   （小数第２位を四捨五入） |
|
|

|  |  |
| --- | --- |
| 届出保管容量 |   （小数第２位を四捨五入） |

　「見かけ比重」について指針の数値によらずに算出した場合

|  |  |
| --- | --- |
| 独自に採用した見かけ比重の根拠  （廃棄物等の種類毎に記載すること。） | ※　独自に採用した見かけ比重は、取扱品目や規模等が同種の店舗における生ゴミ等水分含有率の高い廃棄物等や、機器を用いて廃棄物等を圧縮する場合の比重の実績値を、その根拠とすることができます。 |

【特別な事情により指針以外の方法で算出する場合】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特別な事情 | ※　特別な事情とは、主たる小売業者が同一であって取扱い品目及び規模等が同種の店舗における実績値を用いる場合等とします。 | | |
| 計算式等算出根拠 |  | | |
| 必要保管容量の合計 | ㎥（小数第２位を四捨五入） | 届出保管容量 | ㎥（小数第２位を四捨五入） |

別添

　法第４条に基づく大規模小売店舗を設置する者が

配慮すべき事項に関する指針に係る対応状況確認書

　　　　　　　注　（）内は法第４条に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の条項注

１　駐車需要の充足等交通に係る事項（指針二・１・（１））

　①周辺の交通状況について

　　ａ．公安委員会（警察）関係

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※　周辺の交通状況の把握の一環として、必ず地元警察署と協議し、その結果について具体的に記載してください。  また、その際には、交通渋滞発生防止の観点からの交通量調査の必要性についても、必ず地元警察署と協議して  ください。  なお、交通量調査を行った場合は、下記記載例により主要交差点の交通量比較を記載するとともに、調査データ  を添付してください。  ※　記載例  　　現況と開店後における交通量比較（店舗周辺の主要交差点）  　　[調査対象時間における現況道路ピーク時：○○時台]  （現況）  　　　　　　　　　　　 80  　　　　　　100  300　　　　　 150 15　　　 20  　　　　　　50  　　　　　 100　　　　 45　 10  　　　　　　　　　　　70　　　　　　　100  　　　50　　　　 50  　　　　　　　　　　　　　 20     |  | | --- | | 200 |  |  | | --- | | 注１）主要交差点とは、最も交通量に与える負荷の大きい交差点をいいます。  注２）調査対象時間は、開店前１時間から閉店後１時間までです。 |   [予想来台数ピーク時：○○時台]  （現況）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（開店後）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 上図参照。 |  | 上図参照。 |   ※　休祭日について作成してください。（但し、平日の方が来客が多いときは、平日。） |

　　ｂ. 道路管理者関係

|  |
| --- |
| ※　周辺の交通状況の把握の一環として、必ず道路管理者と協議し、その結果について具体的に記載してください。  ・国道  ・県道  ・市町村道 |

２　効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

　　（指針二・１・(１)・②・イ）

　①左折原則によらない駐車場出入口について

|  |
| --- |
| ※　来台数が多く見込まれる駐車場出入口にあって、左折原則によらない場合は、右折レーンの設置、信号機の設  　置、誘導員の配置、チラシによる案内経路の周知等、その具体的な対応策を記載するとともに、建物配置図に示  　してください。 |

　②歩行者等の安全や駐車場の排気ガスについて

|  |
| --- |
| ※　駐車場内及び出入口において、自動車、歩行者等の動線を分離し円滑な出入庫等を可能とするため、歩行者専用  　通路の設置及び表示や歩行者の安全と排気ガスの削減を呼びかける看板等の設置を行う場合は、その具体的対応策  　を記載するとともに、歩行者通路や看板の位置を建物配置図に示してください。 |

　③閑静な住宅街に面して設置する出入口について

|  |
| --- |
| ※　交通渋滞の発生防止を図る観点等から、やむを得ず閑静な住宅街に面して出入口を設置する場合は、静穏保持の  　協力依頼やアイドリング、空ぶかし防止の呼びかけの看板設置等、その具体的な対応策を記載するとともに、看板  　の位置を建物配置図に示してください。 |

３　駐車場の分散確保（指針二・１・(１)・②・ハ）

　①駐車場の分散確保について

|  |
| --- |
| ※　主駐車場だけでは、必要な入庫処理能力又は出入口数を確保できない等の理由から駐車場の分散確保を行う場合  　は、その具体的理由を記載してください。 |

４　駐輪場の確保等（指針二・１・(１)・③及び④）

　①自動二輪車及び原動機付自転車の駐車場の確保について

|  |
| --- |
| ※　自動二輪車及び原動機付自転車について、年間の休祭日のピーク１時間に必要な駐車場を確保し、その場所を明  　示する等、その具体的対応策を記載してください。 |

５　荷さばき施設の整備（指針二・１・(１)・⑤・イ）

　①専用出入口の設置について

|  |
| --- |
| ※　店舗の開店している時間帯においても相当数の搬出入車両がある場合で、搬出入車両専用の出入口を設けない場  　合は、その理由を記載してください。 |

６　経路の設定等（指針二・１・(１)・⑥）

　①来客の自動車及び搬出入車両の経路の一部に通学路等が含まれる場合の対策について

|  |
| --- |
| ※　来客の自動車及び搬出入車両が駐車場に到着するまでの経路に、やむを得ず住宅地の生活道路、通学路、沿道に  　療養施設・社会福祉施設等の設置されている道路が含まれる場合は、来客及び搬出入事業者に対して、登下校時間  　帯の通行を避けることや不用意なクラクション等による騒音を抑える呼びかけを行う等、その具体的対応策を記載  　してください。 |

②搬出入車両の運行混雑回避のための搬出入事業者に対する取り組みについて

|  |
| --- |
| ※　搬出入車両の運行による混雑を回避するため、事業者に対し、計画的な搬出入時間帯の設定や混雑が少なくなる  　ような経路選択についての呼びかけを行う等、その具体的対応策を記載してください。 |

　③バス、タクシー等のための停車場の設置について

|  |
| --- |
| ※　店舗敷地内に新たにバス、タクシー等のための停車場を設置することが必要な場合には、それに協力する予定  があるか記載してください。 |

　④パークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業について

|  |
| --- |
| ※　市町村等がパークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業を行う場合には、それに協力  　する予定があるか記載してください。 |

　⑤その他の対応について

|  |
| --- |
| ※　経路の設定について、上記以外の対応を行う場合は、具体的に記載してください。 |

７　歩行者の通行の利便の確保等（指針二・１・(２)）

①歩行者の通行の利便について

|  |
| --- |
| ※　店舗の立地によって明らかに従来の通行の利便が損なわれるおそれがある場合、あるいは公的計画に基づいて既  　に通行の利便確保のための事業が行われている場合は、歩道と交差する駐車場の出入口を見通しが良い位置に設置  　すること、出入口を車と歩行者が交錯しないような構造にすること、車の出入庫を示す表示を設置すること、敷地  　の一部を通り抜け可能な通路として利用できるようにすること等、その具体的な対応策を記載するとともに、建物  　配置図に示してください。 |

②商品搬出入車両について

|  |
| --- |
| ※　商品の搬出入のための車両が、歩行者等が主として通るような歩道を横切って頻繁に出入りするような構造にな  　っている場合は、荷さばき施設からの出入口をなるべく歩行者の通行の利便が妨げられないような位置に設置する  　こと、車の出入庫を示す表示を設置すること等、その具体的な対応策を記載するとともに、建物配置図に示してく  　ださい。 |

③夜間通行について

|  |
| --- |
| ※　店舗の立地によって周辺の歩道等の見通しが悪化し、夜間に周辺を通行することが安全上問題となることが予想  　される場合は、照明設備の配置、広告照明の点灯等、その具体的な対応策を記載するとともに、建物配置図に設備  　内容と位置を明記してください。 |

８　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮（指針二・１・（３））

　①廃棄物減量化及びリサイクル活動への具体的な取組状況について

|  |
| --- |
| ※　設置者が小売店舗の小売業者と協力して、関係法令等の制定等による制度面での進展や、地方公共団体の施策との  　整合性に配慮しつつ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進する予定となっている場合には、その具体的な内容  　について記載してください。 |

　②地域の住民等への情報公開の推進について

|  |
| --- |
| ※　上記①の活動を行う場合において、周辺住民の意識を高めるため、活動内容について地域の住民等への情報公開を  　推進することとしている場合には、その具体的な内容について記載してください。 |

③リサイクル対象物保管施設の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施 設 の 位 置 | リサイクル対象品 | 面　 積 | 容　 量 | 備　　考 |  |
| 図面番号 | ※トレー、牛乳パック、ペットボト  ル、廃家電等 | ㎡ |  |  |

　※　小売店舗の届出保管容量の合計は、このリサイクル品の将来的回収見込み量（廃品の　　引き取りも含む）も勘案し、適正な保管用量が確保されていなければなりません。

９　防災・防犯対策への協力（指針二・１・(４)）

　①防災対策への協力

|  |
| --- |
| ※　地方公共団体からの、災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資  　の緊急時における提供を行うための協定等についての締結要請等に対して、必要な協力を行う予定がある場合は、  　その具体的内容を記載してください。 |

②防犯対策への協力

|  |
| --- |
| ※　周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策の一助としての協力を行う予定ある場合は、駐車場等への適切な照  　明の設置、警備員の巡回等、その具体的内容を記載してください。  　　 また、参考として、併設施設がある場合、その対策についても具体的内容を記載してください。 |

１０　騒音問題に対応するための対応策について（指針二・２・(１)・①）

　①騒音問題への一般的対策について

|  |
| --- |
| ※　住居に面している方向には騒音発生源となる施設及び機器を極力配置しないようにすること、施設と住居が隣接し  　ている場合等には、必要に応じ近隣住民と調整した上での遮音壁の設置や緑地帯を確保することにより住居との距離  　を確保すること等、騒音問題への一般的対策を具体的に記載してください。 |

②荷さばき作業に伴う騒音対策について

|  |  |
| --- | --- |
| 施設建築計画面での配慮 | ※　荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮、荷さばき施設の屋内  　化、作業場所の床の段差回避、緩衝機能を有するクッション製素材の採用、内装面の吸音材  の使用等による吸音・遮音等、施設建築計画面での具体的な対応策を記載してください。 |
| 運営面での配慮 | ※　荷さばき作業時間の特定、荷さばき車両のアイドリングの禁止の徹底等、運営面での具体  　的な対応策を記載してください。 |
| 機器選択面での配慮 | ※　低騒音型の荷さばき機器の導入の促進等、機器選択面での具体的な対応策を記載してくだ  　さい。 |

　③営業宣伝活動に伴う騒音対策について

|  |
| --- |
| ※　ＢＧＭの使用や営業宣伝やアナウンスを行う場合には、実施時間帯の特定、音量の低減及び拡声器の配置場所の配  　慮等、その具体的な対応策を記載してください。 |

　④付帯設備及び付帯施設等における騒音対策について

　　ａ．冷却塔、室外機等からの騒音

|  |
| --- |
| ※　冷却塔や室外機を屋外に設置する場合には、機器周辺の遮音効果を高めること、低騒音機器を導入すること、機器  　周辺の吸音処理を行うこと、防振架台の設置等による騒音発生の低減等、その具体的な対応策を記載してください。 |

　ｂ．給排気口等からの騒音

|  |
| --- |
| ※　吹き出し口、吸い込み口の形状の検討、ダクト等の吸音、風速、風量の調整、低騒音型の送風機の導入等、その具  　体的な対応策を記載してください。 |

　　ｃ．駐車場からの騒音

|  |  |
| --- | --- |
| 施設配置・構造面での配慮 | ※　駐車場の屋内化及びこれに伴う天井・壁の吸音処理、立体駐車場等におけるスロープの勾  　配等に配慮した防音対策、低騒音舗装、床の段差回避等、施設の配置・構造面での具体的な  　対応策を記載してください。 |
| 運営面での配慮 | ※　駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施、青少  　年の蝟集等による騒音を防止するため深夜・早朝の出入口の施錠、警備員の巡回等、運営面  　での具体的な対応策を記載してください。 |

　　ｄ．廃棄物収集作業等に伴う騒音

|  |  |
| --- | --- |
| 施設配置面での配慮 | ※　収集場所の屋内化等、施設の配置面での具体的な対応策を記載してください。 |
| 運営面での配慮 | ※　深夜や早朝における作業の回避や回収時間帯の制限等、運営面における具体的な対応策を  　記載してください。 |

１１　廃棄物等の保管場所の位置及び構造について

　　　（指針二・２・（２）・①・ロ）

　①保管施設状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保管する廃棄物  等の種類 | ※　指針による分類のうち、実際に発生が見込まれる廃棄物等の種類をそれぞれ記入。 | | |
|  |  |  |
| 保管施設の位置  （図面番号） |  |  |  |
| 容　　量  　（立方ﾒｰﾄﾙ） |  |  |  |
| 構　　造 |  |  |  |
| 環境保持のため特に  配慮している事項 |  |  |  |
| ※　廃棄物の種類ごと、処理方法ごとに分別して保管する等搬出作業の利便確保や、中間  　処理及び搬出作業に伴う騒音、悪臭が周辺住民等に与える影響を最小限のものとするた  　めの、その具体的な対応策を記載してください。 | | |
|  |  |  |

　②生ゴミを排出する小売店舗の配慮事項（該当する店舗のみ記載して下さい。）

|  |
| --- |
| 配慮事項：  ※　周辺への悪臭発散防止のため、若しくはカラス等による散乱防止のため、施設の密閉性を確保することや、適正な  　温度管理の実施等防臭・除臭のための適切な対策を行う等、その具体的な対応策を記載してください。 |

１２　廃棄物等の処理について（二・２・（２）・②）

　①廃棄物等の処理方法及び運搬頻度

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　類 | 処　　理　　方　　法 | 運　搬　頻　度 |
| ※　指針による分類のう  　ち、実際に発生する廃  　棄物等の種類をそれぞ  　れ記入してください。 | ※　敷地外で処理することとし、適正な処分が行われるこ  　とが見込まれる業者に定期的に運搬を依頼する等、その  　具体的な処理方法を記載してください。 | ※　週４回（火、木、土、日）  　等、具体的に記載してくださ  　い。 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　②廃棄物等の処理や運搬に関する適正な施設の配置及び運営について

　　ａ．敷地外で処理する場合

|  |
| --- |
| ※　十分な運搬頻度を確保することとし、また特に繁忙期等大量に廃棄物が生じる時期等については、保管容量を超え  　ないよう必要に応じ運搬頻度を増やす等、その具体的な対応策を記載してください。 |

　　ｂ．運搬予定業者等の決定

|  |
| --- |
| ※　運搬予定業者等の決定にあたり、関係法令に配慮し、適正処理が確保されるように適切な業者の選定を行うか、記  　載してください。 |

　　ｃ．敷地内で処理する場合

|  |
| --- |
| ※　敷地内で処理する場合（圧縮機による中間処理を含む）に、その具体的方法及び関連設備について関係法令の規制  　に従い適正に行うとともに、関連作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限とするような設備の配  　置や運営を行う等、その具体的な対応策を記載してください。 |

　　ｄ．店舗内の関係者及び関連事業者への対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※　店舗内の関係者及び関連事業者に対し、廃棄物等の運搬や処理が適切に行われるよう徹底することとしているか、記載してください。 |  |
|
|  |  |  |

１３　その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

　　　（指針二・２・（２）・③）

①保管、運搬、処理に関連して、生活環境問題を発生させるおそれがある場合の対応策

|  |
| --- |
| ※　食品加工場から発生する調理臭や排出される汚水からの悪臭発散の防止、廃棄物等保管場所に持ち込むまでの小売  業者による適正な管理等、生活環境上の問題を発生させるおそれがある場合には、その適正な対応策を具体的に記載してください。  また、参考として、併設施設の事業活動に伴い、悪臭を発生する可能性が　ある場合の対策についても、その具体的内容を記載してください。 |

１４　街並みづくり等への配慮等（指針二・２・(３)）

※　他法令に基づく許可や届出が必要な場合もありますので、あらかじめ所管の県土木事務所、市町村等でよく確認してください。

①地域全体における計画及び協定について

|  |
| --- |
| ※　次の法令等に該当する地区に出店する場合は、その具体的な対応策を記載してください。  　ア　都市計画法に基づく地区計画・風致地区、若しくは景観法に基づく景観計画・景観地区が定められている地区  　イ　建築協定若しくは景観協定が締結されている地区  　ウ　群馬県景観条例又は市町村景観条例（届出を対象とする行為の規模及び景観形成基準は、県及び市町村が定める条例の規定ごとに基準が異なるため、行為地に係る条例の規定を確認してください。）  　エ　街並み形成に関する条例、その他の公的計画 |

②屋外照明及び広告塔照明について

|  |
| --- |
| ※　屋外照明や広告塔照明を使用する場合で、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」が生ずるおそれ  がある場合は、照明の配置や方向、強さ、照灯時間等を調整する等、具体的配慮事項を記載するとともに建物配置図  に設備内容と位置を明記してください。 |

１５　地域貢献活動への取組（指針序文）

①地域貢献の具体的内容について

|  |
| --- |
| ※　設置者（店舗）として実施している、あるいは今後実施を予定している地域貢献活動について、その内容を具体的に記載してください。  　なお、店舗面積６，０００平方メートル超の店舗については、「大規模小売店舗の地域貢献ガイドライン」（平成２１年４月１日施行）の対象となりますので、ガイドラインに記載の手続きを実施してください。（この欄にはガイドラインに添って取り組む旨を記載していただければ結構です。） |